# アクサ生命、大和証券を通じて 終身年金タイプの変額個人年金保険の販売を開始

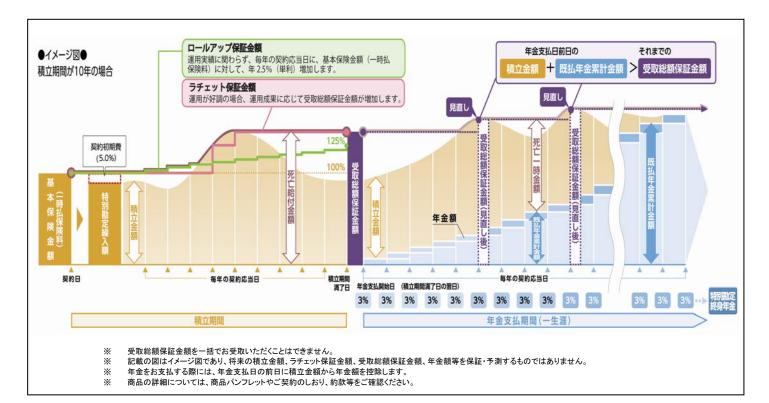
アクサ生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表執行役社長兼 CEO:ジャン=ルイ・ローラン・ジョシ)は、8月13日より大和証券株式会社を通じて「フォーエバーストーリー」(正式名称:変額個人年金保険(09)終身D3型)の販売を開始します。

今回販売を開始する変額個人年金保険「フォーエバーストーリー」は、年金受取総額を保証する終身年金タイプの商品です。お客さまのライフプランに合わせて、特別勘定で運用しながらご契約後最短で 1 年後から一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。新たに大和証券を通じて販売を開始することにより、アクサ生命の変額個人年金保険を販売する金融機関は、合計で 47 となります。

アクサ生命は、今後も、多様化するお客さまのニーズに対応するために、最先端のサービス、革新的かつお客さまにとって最適な商品を提供してまいります。

被保険者のご契約年齢	50 歳~75 歳 (契約日における満年齢)	76 歳~80 歳 (契約日における満年齢)	
積立期間	1 年~40 年(年単位) <sup>※1</sup>	1年	
基本保険金額 (一時払保険料)	最低 200 万円/最高 5 億円 <sup>※2</sup> /1 万円単位		
保険料払込方法	一時払い		

- ※1 ご契約後、年金支払開始日を変更することはできません。
- ※2 同一被保険者につき変額個人年金保険(09)のみで通算し、上記金額を限度とします。



アクサ生命について アクサ生命は AXA のメンバーカンパニーとして 1994 年に設立されました。AXA が世界で培ってきた知識と経験を活かし、200 万の個人、2,500 の企業・団体のお客さまに、死亡保障や医療・がん保障、年金、資産形成などの幅広い商品を、多様な販売チャネルを通じてお届 けしています。2011年度には、2,510億円の保険金や年金、給付金をお支払いしています。

#### AXA グループについて

AXA は保険および資産運用の分野で世界をリードし、世界各国に 1 億 100 万人のお客さまを持つグローバル企業です。国際会計基準に基づく 2011 年度通期の売上は 861 億ユーロ、アンダーライング・アーニングス(基本利益)は 39 億ユーロ、2011 年 12 月 31 日時点における運用資産総額は 1 兆 790 億ユーロにのぼります。AXA はユーロネクスト・パリのコンパートメント A に上場されており、AXA の米国預託株式は OTC QX プラットフォームにて取引されています。また、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス(DJSI)やFTSE4GOOD などの国際的な主要SRI インデックスの構成銘柄として採用されています。詳細は www.axa.com をご参照ください。

~本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします~ アクサ生命保険株式会社 広報部 電話:03-6737-7140 FAX:03-6737-5964 http://www.axa.co.jp/life

## このプレスリリースに記載の商品をご契約いただくにあたり、特にご注意いただきたい事項

# ご注意

本保険商品は、お客様からお預かりした保険料を特別勘定で運用する投資型商品です。本商品のご検討にあたっては、投資リスク・諸費用等の注意事項をお読みいただくとともに、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をよくお読みいただき、内容を十分にご理解下さい。

#### 投資リスクについて

この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。

特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスク等があり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。

特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。

特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

### 諸費用について

この保険にかかわる費用は「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額となります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。

#### ご契約時

	項目	費 用	ご負担いただく時期
初期契約費	ご契約の締結等に必要な費用	一時払保険料に対して 5.0%	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険 料から控除します。

#### 積立期間中および任金支払期間中

	項 目	費 用	ご負担いただく時期	
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、 死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、 ならびに、ご契約の維持等に 必要な費用	特別勘定の積立金額に対して 年率 2.95%	積立金額に対して左記割合(率)を乗じた 金額の 1/365 を、毎日、特別勘定の積立 金額から控除します。	
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対し て年率 0.2205%程度(税抜: 0.21%程度)※	特別勘定にて利用する投資信託における 純資産総額に対して左記割合(率)を乗じ た金額の 1/365 を、毎日、投資信託の純 資産総額から控除します。	

※ 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

## 一般勘定で運用する年金の支払期間中

※ 年金の種類を変更した場合や年金支払特約等により年金としてお受け取りいただく場合です。

	項 目	費 用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に	年金額に対して 1.0%※	年金支払日に責任準備金から控除しま
	必要な費用		す。

※ 年金管理費は、将来変更される可能性があります。

ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。